

平成18年7月31日

各 位

会 社 名 日本オラクル株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 新宅 正明
最高経営責任者
(コード番号 4716 東証第一部)
問 合 せ 先 常務執行役員 松岡 繁
最高財務責任者
(TEL. 03-5213-6666)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年7月28日開催の取締役会において、定款の一部変更につき承認を求める議案を、下記のとおり平成18年8月29日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 定款に定めがあるとみなされる事項についての規定を新設するものであります。
 - ・ 取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の規定。
 - ・ 株式に係る株券を発行する旨の規定。
 - ・ 株主名簿管理人を置く旨の規定。
- ② 定款で定めることにより可能となる事項についての規定を新設するものであります。
 - ・ 单元未満株主が行することができる権利の範囲を相当なものとするべく、单元未満株主の権利を限定するための規定を新設するものであります。
 - ・ 株主総会招集手続の合理化を図るべく、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより株主の皆様へ提供したものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。
 - ・ 取締役会の機動的な運営を図るべく、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。
 - ・ 社外監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮され、また、社外監査役として有用な人材を招聘すべく、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。
 - ・ 資本政策および配当政策の機動的な実行を図るべく、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするための規定を新設するものであります。

- ③ その他引用する法律条文や用語の変更を行うものであります。
- (2) 株式の消却が行われた場合でも発行可能株式総数を減じないこととするため、現行定款第5条但書を削除するものであります。
- なお、同条につきましては、平成18年5月31日付で自己株式1,185,091株を消却したことに伴い、「5億1,277万株」と記載されていた部分は、同条但書に基づき、同日付で「5億1,158万4,909株」に変更となりました。
- (3) その他、条文の整理、表現の変更、条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年8月29日(火)
定款変更の効力発生日	平成18年8月29日(火)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、日本オラクル株式会社と称し、英文名は ORACLE CORPORATION JAPAN と表示する。	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. コンピュータ・ソフトウェアの研究、開発、使用許諾、実施許諾、輸出入、販売および賃貸 2. コンピュータ・ソフトウェアを記録する媒体物の制作および販売 3. コンピュータ・ハードウェアの製造、輸出入、販売および賃貸 4. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する技術援助 5. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する教育、技術指導および研修の実施ならびに自習教材の販売および提供 6. 経営コンサルティング業務ならびに情報システムに関するコンサルティングおよびシステム監査(情報システムの点検、評価、助言、勧告等)業務 7. 書籍、雑誌等の印刷物の出版および販売 8. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業 9. 投資業務 10. 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機関)</u> 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1.取締役会</u> <u>2.監査役</u> <u>3.監査役会</u> <u>4.会計監査人</u>
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による <u>ことができないときは</u> 、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当社の公告 <u>方法は</u> 、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によ <u>って</u> 電子公告による <u>公告をすることができない場合は</u> 、日本経済新聞に掲載して行う。

<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、5億 1,158万 4,909株とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、5億 1,158万 4,909株とする。</p>
<p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 <u>② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 (削除)</p>
<p>(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の権利制限) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>3.前条に規定する請求を行う権利</u></p>

<p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> ② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する。</u> ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> ② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める。</u> ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する請求、届出、申出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程) 第12条 当社の<u>株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日) 第11条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u> ② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。</p>	<p>(基準日) 第13条 当社は、<u>毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u> ② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>(招集の時期) 第14条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>
<p>(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長がこれを招集し、議長となる。</u> ② 会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第15条 <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p></p>

<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によってなされるものとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってなされるものとする。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② (現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 ② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>(議事録)</p> <p><u>第19条</u> 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録する。 ② (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p><u>第17条</u> 当社の取締役は、16名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第18条</u> 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第21条</u> 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 会長および社長は当会社を代表し、当会社の業務を統括する。 ② 前項のほか、取締役会の決議により、<u>当会社を代表する取締役を定めることができる。</u> ③ 取締役会の決議により、会長および社長各1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 (削除) 取締役会の決議により、<u>代表取締役を選定する。</u> ② 取締役会の決議により、会長および社長各1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 (現行どおり) ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、会長がこれを招集し、その議長となる。 ② 会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第24条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 ② 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録は、法令の定めに従い作成する。 ② (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

<p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令の定める限度においてその責任を免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>社外取締役との間に、商法第266条第1項第5号の行為に関する責任に関して、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、社外取締役の当社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役の員数) 第27条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(監査役の員数) 第31条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任方法) 第28条 当社の監査役は、<u>株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(監査役の選任方法) 第32条 当社の監査役は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</u></p>
<p>(補欠監査役の選任方法) 第29条 当社は、<u>法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備え、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p>② <u>補欠監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>③ <u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>③ <u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第41条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第39条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p><u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。</u></p> <p><u>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>② <u>未払いの利益配当金および中間配当金には利息を付けない。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>② <u>未払いの配当金には利息を付けない。</u></p>

以上